

事業所名 杜の風 いろ葉 支援プログラム（児童発達支援） 作成日 令和7年 1月 27日

法人基本理念	「共に生きる」 一、高齢者に生きがいを 一、子どもたちに優しさを 一、障害者（児）の個性を認める基盤を	
法人基本方針	「ダイバーシティ（多様性）&インクルージョン（包括）」 一、年齢や性別、人種などにかかわらず、さまざまな人々が社会や組織に参加する機会を得ることを目指す。 一、個人が持つ特有のスキルや経験、価値観などが認められ、活用される社会・組織を目指す。 一、利用者・家族の信頼を得ることができるよう質の高いサービスを行う。	
支援方針	安全で安心して過ごすことができる居場所の提供により、こどもが充実した毎日を過ごし、望ましい未来を作り出し、生涯にわたるウェルビーイングを実現していく力の基礎を培うことが重要であることから、以下の目標として支援を提供していく。 ①アタッチメントの形成とこどもの育ちの充実 ②家族への支援を通じたこどもの暮らしや育ちの安定 ③こどもと地域のつながりの実現 ④地域で安心して暮らすことができる基盤づくりの推進	
営業時間	9時00分から 17時00分まで	※営業時間とは、事業所が開設している時間帯で、職員が出勤している時間のこと。
サービス提供時間	13時00分から 17時00分まで	※サービス提供時間とは、実際に児童に対して支援を行う時間帯のこと。
送迎実施の有無	有り（ただし、盛岡市及び滝沢市の送迎可能な範囲とする。）	
支 援 内 容		
本人支援	健康・生活	・健康状態の把握と対応 健康な心と体を育て、健康で安全な生活を作り出すことを支援する。また、こどもの心身の状態をきめ細やかに確認し、平常とは異なった状態を速やかに見つけ出し、必要な対応をすることが重要である。その際、意思表示が困難であるこどもの障害の特性及び発達過程、特性等に配慮し、小さなサインでも心身の異変に気付けるよう、きめ細かな観察を行う。 ・構造化等による生活環境の調整 生活の中で、様々な遊びを通じた学びが促進されるよう環境を整える。また、障害の特性に配慮し、時間や空間を本人に分かりやすく構造化する。
	運動・感覚	・姿勢と運動、動作の基本的技能の向上 日常生活に必要な動作の基本となる姿勢保持や上肢・下肢の運動・動作の改善及び習得、関節の拘縮や変形の予防、筋力の維持、強化を図る。 ・感覚の特性への対応 感覚の特性（感覚の過敏や鈍麻）を踏まえ、感覚の偏りに対する環境調整等の支援を行う。
	認知・行動	・認知の特性についての理解と対応 一人一人の認知の特性を理解し、それらを踏まえ、自分に入ってこくる情報を適切に処理できるよう支援する。また、こだわりや偏食等に対する支援を行う。 ・行動障害への予防及び対応 感覚や認知の偏り、コミュニケーションの困難性から生ずる行動障害の予防及び適切な行動への対応の支援を行う。
	言語 コミュニケーション	・コミュニケーションの基礎的能力の向上 障害の種類や程度、興味関心等に応じて、言葉によるコミュニケーションだけでなく、表情や身振り、各種の機器等を用いて意思のやり取りが行えるようにするなど、コミュニケーションに必要な基礎的な能力を身につけることができるよう支援する。 ・状況に応じたコミュニケーション コミュニケーションを円滑に行うためには、伝えようとする側と受け取る側との人間関係や、そのときの状況を的確に把握することが重要であることから、場や相手の状況に応じて、主体的にコミュニケーションを展開できるように支援する。 ・読み書き能力の向上 発達障害のあるこどもなど、障害の特性に応じた読み書き能力の向上のための支援を行う。
	人間関係 社会性	・アタッチメント（愛着）の形成と安定 こどもが基本的な信頼感をもつことができるように、環境に対する安心感・信頼感、人に対する信頼感、自分に対する信頼感を育む支援を行う。自身の感情が崩れたり、不安になった際に、大人が相談にのることで、安心感を得たり、自分の感情に折り合いをつけたりできるよう「安心の基地」の役割を果たせるよう支援する。 ・一人遊びから協同遊びへの支援 周囲にこどもがいても無関心である一人遊びの状態から並行遊びを行い、大人が介入して行う連合的な遊び、役割分担したりルールを守って遊ぶ協同遊びを通して、徐々に社会性の発達を支援する。 ・仲間づくりと集団への参加 集団に参加するための手順やルールを理解し、こどもの希望に応じて、遊びや集団活動に参加できるよう支援するとともに、共に活動することを通じて、相互理解や互いの存在を認め合いながら、仲間づくりにつながるよう支援する。
家族支援	・家族からの相談に対する適切な助言等 家族の子育てに関する困りごとに対する相談援助を行う。こどもの発達上のニーズについての気づきの促しとその後の支援を行う。家族のレスパイトの時間の確保や就労等による預かりニーズに対応するための延長支援を行う。	
移行支援	・保育所等と併行利用している場合における併行利用先との連携 併行利用先とのこどもの状態や支援内容の共有（例：得意不得意やその背景、声掛けのタイミングやコミュニケーション手段の共有）を行う。併行利用の場合の利用日数や利用時間等の調整を行う。	
地域支援・地域連携	・通所するこどもに関わる地域の関係者・関係機関と連携した支援 こどもが通う保育所等や通う予定の学校・放課後児童クラブとの情報連携や調整、支援方法や環境調整等に関する相談援助、児童発達支援計画の作成又は見直しに関する会議の開催を行う。こどもを担当する保健師や、こどもが通う医療機関等との情報連携や調整を行う。こどもに支援を行う発達障害者支援センターや医療的ケア児支援センター、地域生活支援拠点等との連携を行う。こどもが利用する障害児相談支援事業所や障害福祉サービス事業所、他の障害児通所支援事業所との生活支援や発達支援における連携を行う。虐待が疑われる場合には、児童相談所やこども家庭センターとの情報連携を行う。個別のケース検討のための会議の開催を行う。	
職員の質の向上	・職員の知識・技術の向上 職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、その計画にかかる研修の実施又は研修の機会を確保する。資質の向上の支援に関する計画の策定に際しては、職員を積極的に参画させる。 ・研修の受講機会等の提供 職員の資質の向上を図るため、研修の実施等を行う。具体的には、自治体や児童発達支援センター、障害児支援関係団体が実施する研修等への職員の参加、事業所等における研修会や勉強会の開催（本ガイドラインを使用した研修会や勉強会等）、事業所等に講師を招いての研修会の実施、職員を他の事業所等に派遣しての研修等を予定している。 強度行動障害を有するこどもに対し、適切な支援が行われるよう、強度行動障害支援者養成研修等の受講を推進していく。	
主な行事等	3、4月 お誕生会（春休み）パワースポット巡り、ふれあいランド岩泉、動物公園、小岩井農場、子ども科学館、こどもの森、おやつ作り、カレー作り等 5月 お誕生会、こどもの日制作、避難訓練等 6月 お誕生会、地域貢献活動、壁面制作、楽器演奏会、パフェ作り等 7、8月 お誕生会、七夕飾り、（夏休み）公園巡り、滝沢総合公園、田沢湖遊泳、松ぼっくり、御所湖広域公園、バスタ作り、流しそうめん、おやつ屋台ふれあいランド、沿岸観光、共同制作活動等 9月 お誕生会、防災の日避難訓練、焼きさんまBBQ、壁面制作等 10月 小さな小さな運動会、ガレーンパザー、ハロウィン企画、壁面制作等 11月 やさいも作り、ピザの日、絵本の日等 12、1月 クリスマス飾り付け、（冬休み）ケーキ作り、クリスマス会、お正月制作、壁面制作、新年の挨拶、かきぞめ、誕生会、お正月遊び大会、八幡宮参拝、お餅パーティー、みづき団子作り、プリンゼリー作り、パンケーキ作り、思い出ファイル作り等 2月 お誕生会、節分豆まき、バレンタインチョコ作り、ひな祭り制作等 (年度毎に計画している為、直近の行事を記載しています)	